

平成二十三年三月四日受領
答弁第九五号

内閣衆質一七七第九五号

平成二十三年三月四日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土における日口経済協力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土における日ロ経済協力に関する質問に対する答弁書

一について

北方四島における共同経済活動については、本年二月十一日の日露外相会談において、前原外務大臣から、我が国の法的立場を害さないという前提であれば議論する用意がある旨述べ、今後双方で議論していくこととなった。

二について

お尋ねの「日本の法的立場を害しない前提」とは、北方領土問題に関する我が国の法的立場が損なわれないことが前提であることを述べたものである。

三から五までについて

お尋ねについては、今後の検討及びロシア側との調整次第であり、現時点でお答えすることは困難である。